

# 利用の手引き



門真市立老人福祉センター  
門真市地域高齢者交流サロン  
門真市高齢者ふれあいセンター

令和元年12月1日

## 施設の利用について

1. 老人福祉センター、交流サロン、ふれあいセンターは、門真市在住で60歳以上の方であれば誰でも利用いただける施設です。
2. 施設を利用する時は、老人福祉センターは老人福祉センター利用証、ふれあいセンターはふれあいセンターの利用証が必要です。  
(交流サロンは老人福祉センターの利用証を兼ねています)

**※※※※※発行された利用証に手を加えることはしないで下さい。※※※※※**

- ・利用証を小さく切る
- ・マジック等で色を塗る
- ・シールを貼り付ける など

3. 利用証を忘れた時や紛失・破損した時は、必ず事務所に届け出をして下さい。
4. センターには“約束ごと(禁止事項)”があります。  
センターを利用される時は、利用についての“約束ごと”を守っていただきますよう、お願いいたします。

## 利用の心得えについて

1. 老人福祉センター、交流サロン、ふれあいセンターは高齢者の憩いの場を提供する施設です。いろいろな目的で、多くの方が利用や活動をされていますので、お互いが気持ち良く利用できるように、一人一人がしっかりとマナーや“約束ごと”を守って、他の利用者に迷惑をかけないようにお願いします。  
また、私物を置いて帰ることや公共の物を許可なく勝手に使うことはしないで下さい。
2. センターを利用する時は、必ず利用証を提示して下さい。
3. 利用証は大切に扱って下さい。また、紛失したから作ってほしいということがありますが、紛失したからといってすぐに再発行いたしかねます。ご自宅に帰ってから再度探していただくよう、お願いいたします。  
※紛失届出をされて再交付された方が、後日見つかった利用証を持ってこられたり、新しい利用証を使い分けたりされる方も見受けられます。一旦、再交付され

ましたら、古い利用証はご利用になれません。必ず、センター事務所へ返却をお願いいたします。(破損・盗難等につきましてはこの限りではありません)

4. 館内及び各室内は禁酒・禁煙です。

アルコールの持ち込み・飲酒は厳禁です。タバコは決められた場所(駐車場の灰皿)で喫煙をお願いします。

5. ヘルストロンを利用される時は、事務所で「番号札」をもらって、順番を正しく守ってご利用下さい。

※ヘルストロンをご利用の皆様へ

ヘルストロン利用の為に、開館直後は多くの利用者で順番待ちの時間が長くなっております。ヘルストロンが比較的空いている午後の利用も選んでいただけると待ち時間も少なくすみます。

また、センターにあるヘルストロンは医療行為を目的としたものではありません。利用者各位がヘルストロン利用についての注意事項をよく読んでいただき、ご自分で判断できない健康上の問題は、かかりつけの医療機関にご相談下さい。

6. センター内では、営業目的、政治活動、宗教布教の行為はすべて禁止です。

7. 許可なく物品の展示、印刷物等の掲示は禁止です。

8. ゴミを捨てられる場合は、決められた分別に従って捨てて下さい。

※弁当ガラは各自でお持ち帰り下さい。(家庭ゴミの持ち込みは厳禁)

## 部屋の使用について

1. 団体・サークル登録が必要となります。サークル登録が済みましたら、利用したい当日の3ヶ月前から団体使用の予約を受け付けます。(9時30分から受付開始)  
※使用許可申請書の提出が必要  
センター事務所で使用許可申請書の内容を確認し、使用許可書を発行いたします。  
(使用許可書は使用当日まで大切に保管して下さい)  
予約する部屋が重複した場合は抽選となります。

## 利用時間及び利用について

1. 団体・サークル利用は午前9時30分から午後4時までです。  
止むを得ない事情がある時は、センター長の許可が必要です。
2. 貸室を利用された後は、後の利用者が気持ち良く利用できるように、部屋の清掃を行って下さい。
3. 通信カラオケ、レーザーディスク、その他音響設備を利用された後は、必ず、元の状態に戻して下さい。
4. 通信カラオケを利用される時は近隣住民への騒音苦情になりますので、絶対に窓を開けないようにお願いします。(防音カーテンがある部屋は必ず閉めてご利用下さい)また、消防設備である排煙ボタンを勝手に押さないで下さい。
5. カラオケサークル加入は1人2サークルまで加入できますが、それぞれのサークルによっては、1人1サークルとされていることがありますので、事前にご確認下さい。

## センターでの約束ごと（禁止事項）

1. アルコール類の持ち込み・飲酒は一切禁止です。  
あきらかに酒気帯びと分かった場合は、出入り禁止となる場合があります。
2. 館内は転倒による怪我防止のため、スリッパは禁止です。（足カバーで靴下のよう  
なものは可）  
但し、ふれあいセンターはフローリング床のため、スリッパ着用となります。
3. 飲食は1階食堂のみとなります。（ふれあいセンターはふれあいサロンと各部屋）  
それ以外の場所での飲食は禁止となります。  
但し、センターが認めたイベント等の場合は飲食可とします。
4. センター内に私物を置くことはできません。止むを得ない事情がある時は、センタ  
ー長の許可が必要となります。
5. センター内で個人的に場所を占領して作業（手芸・書き物・絵画・工作など）をされ  
ることは、他の利用者への迷惑行為となるので禁止です。センターに来館されまし  
たら、多くの人と出会い、交流を楽しんでいただくことをお願いいたします。  
また、止むを得ない事情がある場合は、センター長の許可が必要です。
6. 車での来館は、事務所に届け出が必要です。（駐車場の駐車台数は限りがありま  
す。健康増進のため、徒歩や自転車、公共交通機関等をご利用下さい）

### センターを利用される皆様へのお願い

一般利用者（個人）や団体・サークル利用者も楽しい時間が過ごせるよう、  
お互いがお互いを思いやる気持ちが大切です。  
自己中心的にならず、集団の輪（和）をひとりひとりが結んでいきましょう。  
また、センター内にある備品等は公共物となります。勝手に使ったり、持って帰った  
絶対にしないで下さい。  
長く楽しんでいただくためにも、これらの約束ごとは、ひとりひとりが意識して守って  
下さい。  
センターは市民の皆さんの施設です。  
大切に使ってシニアライフを充実させましょう！